

令和8年度からの物品・委託役務業務に係る
広島県水道広域連合企業団の入札契約制度

令和7年4月

広島県水道広域連合企業団

目次

I 入札契約制度について	1
1 入札契約制度の統一	1
2 統一の目的.....	1
II 入札参加資格者名簿について	2
1 入札参加資格者名簿の取扱い	2
2 入札参加資格審査申請（随時受付）について	2
(1) 申請内容等	2
(2) 格付け	3
(3) 注意事項等	3
III 物品・委託役務業務に係る入札方式等について	4
1 入札等の種類について	4
2 一般競争入札について	4
(1) 入札案件について	4
(2) 入札の方式について	4
(3) 入札参加資格について	4
(4) 入札方法及び入札部署について	5
(5) 落札者の決定方法について	5
(6) 低入札価格調査制度について	5
3 指名競争入札について	6
(1) 入札の方式について	6
(2) 指名選定方法について	6
(3) 指名の通知について	6
(4) 入札方法等について	6
(5) 落札者の決定方法について	6
4 総合評価落札方式について	6
(1) 対象案件.....	6
(2) 評価方法.....	6
(3) 落札者の決定方法について	7
5 隨意契約について	7
6 公募型プロポーザルについて	7
(1) 対象案件.....	7
(2) 評価方法.....	7
(3) 最優秀提案者の決定	8
7 競り売りについて	8
8 長期継続契約について	8
9 予定価格について	8
10 契約書について	8
11 指名除外について	9
12 談合情報対応	9
13 暴力団排除措置	9

I 入札契約制度について

1 入札契約制度の統一

現在、広島県水道広域連合企業団（以下、「水道企業団」という。）の物品・委託役務業務（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務を除く。以下同じ。）について、本部及び広島水道事務所発注の案件では広島県の制度に準拠して入札契約を行っており、それ以外の 14 事務所（竹原事務所、三原事務所、府中事務所、三次事務所、庄原事務所、東広島事務所、廿日市事務所、安芸高田事務所、江田島事務所、熊野事務所、北広島事務所、大崎上島事務所、世羅事務所、神石高原事務所）発注の案件では各市町の制度に準拠して入札契約を行っていますが、持続的な事業運営を行うため、令和8年度から入札契約制度を統一します。

入札契約制度について（物品・委託役務業務関係）

年度 発注機関	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県の制度に準拠	水道企業団の入札契約制度の運用開始
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各市町の制度に準拠	

2 統一の目的

- 受注しようとする者は、いずれの発注機関の案件でも同一のルールに基づいて入札等に参加することができるようになります。
- 入札契約に係る事務の共通化・標準化ができるため、一定の作業品質を保つことができるなど、水道企業団の入札契約に係る事務の生産性や業務効率の向上が図られます。

II 入札参加資格者名簿について

1 入札参加資格者名簿の取扱い

現在、本部及び広島水道事務所発注の案件については、広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿を準用しており、それ以外の事務所発注の案件については、各市町で受付した各市町名簿を準用しています。

令和8年度からは、水道企業団の本部及び事務所発注の全物品・委託役務業務案件について、広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されていることを入札（随意契約含む）に参加することができる要件とします。

令和8年度以降は、広島県の入札参加資格者名簿に登録がなければ、水道企業団発注の物品・委託役務業務の入札（随意契約含む）に参加できないため、参加を希望される事業者の方で、広島県の入札参加資格者名簿に登録されていない方は、令和7年度末までに広島県に入札参加資格審査を申請していただく必要があります。

入札参加資格者名簿の取扱いについて（物品・委託役務業務関係）

年度 発注機関	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県の入札参加資格者名簿を準用	広島県の入札参加資格者名簿を準用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各市町の入札参加資格者名簿を準用	※広島県の入札参加資格者名簿に登録されていることが水道企業団の入札に参加できる要件

2 入札参加資格審査申請（随時受付）について

（1）申請内容等

① 登録種目

物品 80 種目、委託役務 99 種目

② 対象事業者

水道企業団発注の物品・委託役務業務の入札に参加をしようとする者で、令和7～9年広島県物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録していない者

③ 受付期間

令和6年12月16日から

④ 受付場所

広島市中区基町10-52（県庁南館1階）

広島県会計管理部 契約・調達管理課 契約管理グループ

⑤ 受付方法

郵送又は電子申請

(2) 格付け

この資格では格付けはありません。

(3) 注意事項等

- ・ 次のいずれかに該当する者は、申請できません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者
 - ③ 申請時に、「広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税」又は「消費税及び地方消費税」の未納がある者
 - ④ 営業に関して、許可・認可・登録等を受けることとされているもので、それらを受けていない者
 - ⑤ 「誓約書」記載事項を誓約できない者（暴力団排除、社会保険への加入等）
- ・ 隨意契約を行う場合であっても、原則として、広島県の入札参加資格者名簿に登録されている方を対象としますので、取引を希望される事業者の方は申請してください。なお、個人（個人事業者を除く）は申請の対象ではありません。
- ・ 入札参加資格申請手続きの詳細は、広島県ホームページ「令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格審査の受付」を参照してください。

【地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第六百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※ 地方自治法施行令第167条の11第1項において、指名競争入札の参加者の資格に準用されている。

III 物品・委託役務業務に係る入札方式等について

1 入札等の種類について

水道企業団では、一般競争入札を基本とし、調達案件の性質や目的等に応じて、指名競争入札、総合評価落札方式（一般競争又は指名競争入札）、随意契約、公募型プロポーザル又は競り売り（動産の売払いに限る）を行います。

2 一般競争入札について

（1）入札案件について

入札案件の情報は、水道企業団のホームページ上で確認できます。新規の案件が追加された場合でも通知等は行いませんので、定期的にホームページを確認してください。

（2）入札の方式について

一般競争入札は、調達案件ごとに予め資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、参加希望者から資格要件を満たす者の全員で入札を行う方法で、調達案件の性質や目的等に応じて次の方

式で実施します。

入札方式	概要
事前審査型一般競争入札	入札参加資格の確認を入札前に行い、入札参加資格を有する者による入札を実施し、開札後直ちに落札者を決定する入札方式
事後審査型一般競争入札	入札参加資格の確認を開札後に落札候補者から順に行い、適格である者を落札者として決定する入札方式
総合評価落札方式 一般競争入札	入札参加資格を有する者の中から、価格だけでなく、業務履行に係る品質確保の観点等、価格以外の要素を含めた総合的な判断により、水道企業団にとって最も有利な者を落札者とする入札方式

（3）入札参加資格について

案件ごとに入札参加資格を定めており、入札参加資格を満たさない者の入札は無効となります。入札参加資格は案件ごとに異なりますので、各案件の入札公告を確認してください。

<入札参加資格要件>

① 基本となる要件

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない
- ・ 水道企業団又は広島県の指名除外を受けていない
- ・ 発注に対応する種目の入札参加資格を有している

② 性質、目的等に応じて設定する要件

- ・ 一定の資格を有すること
- ・ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること

- ・ 一定の実績を有すること
- ・ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること
- ・ 上記のほか、必要と認める事項

(4) 入札方法及び入札部署について

書面による入札を行います（当面、電子入札は行いません）。このため、本部の調達案件については担当課、各事務所の調達案件については各事務所で入札を行います。ただし、事務所の調達案件の一部については、本部で入札を行う場合があります。

入札書の提出方法は持参又は郵送となりますが、提出方法は案件ごとに異なりますので、各案件の入札公告を確認してください。

(5) 落札者の決定方法について

予定価格の範囲内において、最も有利な条件を提供した者を落札者とします。

(6) 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度は、低入札調査基準価格を下回る入札があった場合調査を実施し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、次順位の入札者を落札者とする制度です。

委託役務業務について、ダンピングの防止や品質の確保等の観点から、低入札価格調査制度を採用します。

低入札価格調査制度の対象案件において、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者決定を保留し、落札候補者に対してヒアリングを行うとともに、調査に必要となる書類の提出を求めます。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合、落札者になることはできません。

<対象案件等>

① 対象案件

委託役務業務のうち、一般競争入札を行うもので発注機関において必要と認めるもの

※ 対象案件は入札公告において、低入札価格調査制度を適用する旨を記載します（記載のない案件は、低入札価格調査制度の対象ではありません）。

② 調査基準価格

設計金額の 100 分の 70

③ 調査内容等

- ・ 当該価格により入札した理由
- ・ 業務に必要な経費の内訳
- ・ 業務に従事する者に係る社会保険等届出内容
- ・ その他必要な事項

3 指名競争入札について

(1) 入札の方式について

指名競争入札は、調達案件ごとに定めた資格要件を満たす者の中から選定した一定数の事業者を指名して入札を行う方法で、調達案件の性質や目的等に応じて次的方式で実施します。

入札方式	概要
指名競争入札	指名通知を行った事業者による入札を実施し、開札後直ちに落札者を決定する入札方式
総合評価落札方式 指名競争入札	指名通知を行った事業者の中から、価格だけでなく、業務履行に係る品質確保の観点等、価格以外の要素を含めた総合的な判断により、水道企業団にとって最も有利な者を落札者とする入札方式

※対象案件等は「4 総合評価落札方式について」を参照

(2) 指名選定方法について

広島県の入札参加資格者名簿に登録されており、発注する物品・委託役務業務の内容に応じて、業務場所や実績等を考慮したうえで指名業者を選定します。

(3) 指名の通知について

指名業者へは、郵送又は電子メールにて通知（指名通知書）が送付されます。

(4) 入札方法等について

書面による入札を行います。（III-2-(4) 参照。）

入札書の提出方法は、各案件の指名通知書を確認してください。

(5) 落札者の決定方法について

予定価格の範囲内において、最も有利な条件を提供した者を落札者とします。

4 総合評価落札方式について

(1) 対象案件

委託役務業務のうち、その契約の性質又は目的から、価格その他の条件が水道企業団にとって最も有利なものと契約することが適當と認められるものが対象となります。

※ 対象案件は、一般競争入札の場合は入札公告に、指名競争入札の場合は指名通知書に総合評価落札方式による旨を記載します（記載のない案件は、総合評価落札方式の案件ではありません）。

(2) 評価方法

入札価格及び技術評価等資料について、落札者決定基準に従い、価格評価点、技術評価点及び政策評価点を足し合わせた評価値をもって行います。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配分点} \times (1 - (\text{入札価格}) / \text{予定価格}))$$

技術評価点 = 技術評価点の配分点×（技術評価の得点合計）／（技術評価の配点合計）
政策評価点 = 政策評価点の配分点×（政策評価の得点合計）／（政策評価の配点合計）
評価値 = 價格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点
※ 落札者決定基準は、案件ごとに定めます。

（3）落札者の決定方法について

予定価格の範囲内において、評価値が最も高い者を落札者とします。

5 隨意契約について

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法です。契約の相手方は、原則として、広島県の入札参加資格者名簿に登録されている者の中から選定します。

<随意契約できる場合の主な要件>

① 予定価格が一定額以下の少額契約を締結するとき。

工事又は製造の請負	400 万円
財産の買入れ	300 万円
物件の借入れ	150 万円
財産の売払い	100 万円
物件の貸付け	50 万円
上記以外	200 万円

② 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

③ 障害者就労施設、シルバー人材センター等からの役務提供を受ける契約を締結するとき。

④ 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。

⑥ 競争入札に付した結果、入札者がいないとき。

6 公募型プロポーザルについて

（1）対象案件

公募型プロポーザルは、公募により複数の事業者から企画提案を募り、審査の結果、企画内容や業務遂行能力が最も優れたものを選定する方法で、随意契約の一種です。

専門的な知識や技術が要求されるもので、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が優れた効果を期待できるものについて対象となります。

公募型プロポーザルへの参加資格は案件ごとに異なりますので、各案件の公告を確認してください。

（2）評価方法

提案書の内容について、評価基準に従って算定した評価値をもって行います。

※ 評価基準は、案件ごとに定めます。

(3) 最優秀提案者の決定

最低基準点を上回り、かつ評価値が最も高い者を落札者とします。

7 競り売りについて

競り売りは、動産の売払いにおいて、買受人が口頭又は挙手により価格の競争を行う方法で、売払おうとする動産の性質が競り売りに適しているものについて行います。

競り売りへの参加資格は案件ごとに異なりますので、各案件の公告を確認してください。

8 長期継続契約について

長期継続契約は、複数年にわたり継続的又は反復的に業務の履行を受ける必要があるものについて、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年の契約を締結するものです。契約の相手方は、上記 2 から 6 のいずれかの方法により選定します。

<長期継続契約を適用できるもの>

- ① 電気、ガス若しくは水の供給を受けるもの
- ② 電気通信役務の提供を受けるもの
- ③ 不動産を借りるもの
- ④ 機械、器具その他物品の借入契約で、商慣習上契約期間が 1 年を超えるもの
- ⑤ 庁舎管理に係る業務委託その他の役務提供を受ける契約で、毎年 4 月 1 日から当該役務提供を受ける必要があるもの

9 予定価格について

売払いの場合を除いて非公表とします。

10 契約書について

契約の目的や金額等について合意した事実を証するため、契約書の作成を行います。なお、契約書の作成を省略若しくは契約書に代えて請書を徴する場合があります。

<契約書を省略できるもの>

- ① 契約金額が 150 万円（外国で契約する場合は、200 万円）未満の指名競争入札又は随意契約
- ② 競り売りに付すもの
- ③ 物品の売払いで、買取人が代金を即納してその物品を引き取るもの
- ④ 随意契約で契約書の作成をする必要がないと認めるもの

<請書を徴するもの>

- ① 契約金額が 50 万円以上の随意契約

11 指名除外について

発注者としての立場から、賄賂等の反社会的な事件を起こした者や不正行為を行った者等、受注者として適切ではないと認められる者について、措置要件に該当する行為に応じて、一定の期間を設けて指名除外の措置を行います。

指名除外を行ったときは、当該事業者へ通知するとともに、水道企業団のホームページで公表します。指名除外期間中は、入札に参加が出来ないなどの制限が課されます。

12 談合情報対応

水道企業団では「公正入札調査委員会」を設置し、談合情報が寄せられた場合には、当該情報の信ぴょう性等について調査・審議を行います。審議の結果、信ぴょう性が高いと判断された場合には、公正取引委員会及び警察本部へ通報します。

調査の結果、談合の事実が確認された場合には、入札手続きの一時中止等の対処を行います。

13 暴力団排除措置

警察等捜査機関からの通報等により、水道企業団の入札参加資格を有する者或いは契約を締結している者が暴力団等と一定の関与を持つと認められる場合には、その者について指名除外や契約解除等の対処を行います。

受注者が契約の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、水道企業団への報告及び警察署への届出を行ってください。